

平成28年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成28年11月14日(月) 13:30～	
開催場所	徳島市役所6階 入札室	
出席者	委員会 長地委員長、成行委員、鈴木委員、竹村委員 徳島市 土木部副部長兼土木政策課長 水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	3件
	指名競争入札	4件
	随意契約	3件
	合計	10件

議事概要

委 員 会	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について	
	1 対象期間 (H28.4.1～H28.9.30)の発注工事について
審議1 <一般競争入札>西部環境事業所ごみ焼却施設1号炉バグフィルター設備補修工事 (西部環境事業所施設課)	
<p>◇失格事由は何ですか。</p> <p>◇最低制限価格の式は、どのような根拠でこのよう式になっているのですか。</p> <p>◇パラメータについては、平均入札額と予定価格ということですが、予定価格を2倍するとか、先ほどの0.9倍するとかの根拠は何ですか。</p> <p>◇基本的に予定価格を2倍しているということは、それに乘せていこうということですか。</p> <p>◇予定価格の3倍では、あまりにも大きくなりすぎるし、1</p>	<p>◆最低制限価格を下回ったためです。</p> <p>◆徳島県の方式を準用したものです。基本的には、業者の入札額で最低制限価格を決めようということ、平均値を用いて最低制限価格を決めるものです。若干、算式自体は当初のものとは異なっており、基本的な考えは平均入札額に予定価格の2倍を加え、3で除算し0.9という数値を乗算していますが、この0.9という数値は当初と比較して価格の変動によって上がってきています。</p> <p>◆根拠はないですが、実情に沿うようにするため、最後の0.9については、一番低い金額で入札した場合、ある程度国の最低制限価格に近づくようにするためのものです。計算していったときに予定価格の85%に近づくようにしています。</p> <p>◆あくまで平均入札額による変動をしていこうと考えています。たとえば、平均入札額が上がっていくのであれば、上がっていくと考えています。その部分で変数を入れて変動させて、予定価格の2倍というのは、変数に変動がなく固定されている部分です。</p> <p>◆そうです。</p>

倍では、小さすぎるということで2倍が適当ということですか。

◇入札額に応じて最低制限価格を計算するというのは、最低制限価格が決まっていると最低額ぎりぎりが入札していくという弊害があるので、ある程度変動させないといけない、このため最低制限価格が事前に漏れて底辺に集中ということが避けられましたが、落札率は高くなってしまったということですか。

◇契約業者は、端数を切っただけの金額で入札してきていますよね。落札する気はそもそもあったのかなというような入札価格で落札したのかという感じで、同じ課題かなと思いました。

◇県はどのように変えたのですか。

◇県のやり方だといくらになるかデータは作っているのですか。

◇どのような状況ですか。

◇最低制限価格は、品質を高めればいいわけですから、競争の感じを見て何割でなく、最低の品質を保てる金額が本来良いわけですから、入札額に応じて変動させればいけないものでなく、また、こちらが最初決めると、談合とか内容が漏れるリスクがある。そのような疑いが持たれることがあるため、入札を試みないとわからないということになっているということですよ。そのあたりはどのように考えていますか。

◇一般競争入札の場合は、できるだけ多くの業者に入札してもらうのが前提となっていますよね。

◇今回入札参加条件について、徳島市内では技術的にできない工事であったのですか。

◇入札参加資格の最後のところで、最新の総合評価値通知書

◆いつもご指摘のとおり、入札額が高いと高い方に引っ張られ、最低制限価格が上がっていくという矛盾は生じています。たとえばこのように2者の場合、1者が高く、他の1者が低いと必ず高め入札額の方に引っ張られるというのがあります。今回抽出されている案件については、そのようなものが多いのですが、普通の競争入札のときでも、下位の83～85%に集中していればよいのですが、極端に2つに分かれた場合につきましては、このような弊害が出てきております。

◆以前から懸案になっている課題です。

◆現在、県は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にある率を掛けていき、その合計額にランダム係数を掛けております。

◆ある程度は作らせていただいております。

◆0.9を掛けたとき県の方式に合うようになっています。今は価格が上がってきていますので、若干、県の方が高くなっていると思います。最初に0.9の数値を決めたときは、予定価格の85%に合うように最低制限価格を決めました。

◆メリット、ディメリットがあります。先ほどおっしゃられたように明らかに高い額が多くなりますと高止まりになるというディメリットはあります。また最低制限価格については、開札してみないとわからないというのが非常にメリットになると考えております。

◆基本的に多数の業者が来る場合は、入札額が分散して、もっと低い金額になってくると思います。今回は、2者になっており特殊なケースであったと思います。

◆徳島市内では清掃施設工事業者はいません。

◆通常の場合の市外業者であれば、基本的に大手の業

における清掃施設工事の平均年間工事高の額が予定価格を超えていないといけないとなっていますが、参加資格のある業者を増やすということを考えた場合、平均年間工事高の額が予定価格を超えていないといけないという必要性はあるのでしょうか。

◇工事の特殊性が強いということですか。

者ばかりで、このように数が少ないということはないのですが、今回の場合は、特殊な清掃の機械ですので参加業者が少なくなったと考えております。通常でしたら、1者しか参加しない案件でしたが、今回は2者参加です。今までは1者で随契という形でさせていただいていたと思います。なお参加条件ですが、一定の技術力を有している業者に絞らして、履行の確保の観点からこのような条件を定めております。業者を増やすようにということですが、本来市外企業でしたら経営事項の審査資料は1200点以上が要求されると定めており、本工事につきましては、参加業者数を増やすためこのような条件を撤廃して可能な限り業者が参加できるようにしております。ですから参加業者数はこれ以上広げようがないと考えております。

◆そうです。

審議2<随意契約>西部環境事業所ごみ焼却施設補修工事

(西部環境事業所施設課)

◇19ページに再下請負通知書がありますが、市としては何段階位まで下請を認めているのですか。ここから下は禁止とかのルールは特にないのですか。

◇この14ページの施工体系図ですと孫請までですか。

◇ちなみに下請業者は、全部県外業者ですか。

◇工事期間中の宿泊は、市内のホテル等を利用してもらっているのですか。

◇かなりの人数の方が来て宿泊されるのですか。

◇このような工事は契約業者の独壇場ですか。新設は、契約業者がされて補修もしているのですか。

◇他の業者は事実上入れないのですか。

◇純正部品とかはあるのですか。

◆特にないです。

◆今回の工事については、2次下請までです。

◆2次下請の業者は、市外ですが県内の業者です。

◆積極的には利用をお願いしていませんが、一般的には市内に宿泊しております。

◆工事期間等の関係もありますが、5～10人前後の方が来られました。今回施工場所が国府だったので、蔵本付近で宿泊地を探していたという状況でした。

◆新設は、契約業者さんが作っておりまして、補修工事も契約業者がほとんどです。

◆入れないということはないと思いますが、基本的に部品等は契約業者のものを使わないとできない場合があります。製品自身は、特許はないと思うので製造は可能と思われませんが、割高になると考えております。

◆寸法がメーカーによって違ってくると思います。特許はないと思いますが、再度作るとなると経費がかなりかかるのではないかと思います。

◇昔、エレベーターで公正取引委員会の裁判がありましたよね。大手の系列以外の民間のエレベーターの補修業者で、仕事自体はできるのですが、部品を売ってもらえないため仕事ができなかったというものです。

◇作られたのは何年ですか。

◇補修工事とかは定期的に毎年やっているのですか。

◇P F I とか維持管理を含めた方式は考えられないのですか。

◆今はそういうことはないと思います。部品等は高く売られると思いますが。

◆平成2年で、平成3年竣工です。

◆毎年どこかをやっております。

◆新しく作るのでしたらそのような手法も考えられます。一度、完成しておりますので毎回補修せざるをえないのではないかと考えております。

審議3 <一般競争入札（総合評価）> 富田浜1丁目ほか下水管渠改築工事

（保全課）

◇落札業者は、今回東富田の地区として参加されたのですか。徳島市内の地区の限定はないのですか。

◇総合評価の場合、県で問題となっていますが、特定の業者に偏るということは市の場合ないのですか。

◇今回、地区別状況を事前に配っていただき内容を確認しますと、内町地区と東富田地区に落札業者は入っており、一般競争入札で内町地区は3件中2件、東富田地区は1件ですが、内町地区の富田橋通り線歩道改良工事1工区、2工区はいずれも8千万円を超え、また東富田地区の富田浜1丁目ほか下水管渠改築工事は6千万円を超えている高い工事となっています。

◇市内の工事の中でも最も金額の高い部類の工事の請負業者が落札業者だと思いました。

◇それは、企業評価の本店の所在ということですか。今回は全業者10点ですね。

◆地理的条件につきましては、地元地区優先ということではなく、徳島市内に本店ありで10点ということで付けています。

◆特定の業者に偏るということはないです。県の場合、過去3件の工事成績まで上げることが出来ますが、その際、金額により、掛ける率が変わってきます。過去に大きな工事をしていれば有利になります。本市の場合、あくまで技術者評価については過去の1件の工事、企業の施工能力につきましては過去の同種建設工事の平均で評価させてもらっています。その問題につきましては集計を取ってみましたが、特に偏りはありませんでした。40%台ということはありません。新聞に掲載されたとき、集計を取り調査、比較はさせていただきましたが特に偏りはありませんでした。

◆土木工事については、地区点を加算しているので若干有利に働いていたのではないかと思います。全体の件数から総合評価の5千万円以上の件数にしてみますと、それほど特に多いということではないと判断させてもらっています。

◆本市の総合評価制度は企業評価の地理的条件として地区点が付きますので地元の業者は若干有利になると考えています。

◆徳島市内ということで全業者同得点の10点です。なお土木と建築に限り、地理的条件に地域区分のあるものでは、同じ地域内に本店ありでは15点、市内に本店有りでは10点、市内に営業所等ありでは5点、それ以外では0点となっています。工事の場所によって業者にとって有利になる条件は変わっ

	<p>てきます。先の2件につきましては、落札業者と同じ地域に2箇所続けてでましたのでこのような結果になったのだと思います。工事場所が変わりますと、地理的条件の本店等所在の評価点が変わってきますので、別の業者が有利になってきます。</p>
--	--

<p>審議4 <指名競争入札>末広三丁目污水管渠築造工事（6工区）</p>	<p>（建設課）</p>
---	--------------

<p>◇辞退は指名業者の半分の4者ですね。どのような理由で辞退されたのですか。調査はされましたか。</p> <p>◇入札金額については、かなりばらつきがあるというべきですか、それとも集約されているというべきなのですか。</p> <p>◇計算式は、先ほどの審議案件1及び2番目の場合と同じような計算式になるのですか。</p> <p>◇毎回、同じ感想ですが、8者程度入札に参加して欲しいですね。</p> <p>◇これは、地域の区切り方といいますか、もっと大きい金額で取れるようにできるのですか。</p> <p>◇たとえばこの場所ですと6工区ですが、1工区から6工区まであるのですか。</p> <p>◇業者はこの程度入札参加するだろうとは想定はしないのですか。</p>	<p>◆辞退に関しては、辞退の理由を求めておりません。業者の都合もありますし、またそれによるペナルティも課しておりません。辞退は自由にできます。</p> <p>◆先ほども説明させていただきましたが、参加業者が少ないので、どうしても入札金額の高い方へ引っ張られていったと思います。</p> <p>◆審議案件1及び2番目は、建築系工事でしたが、今回は土木系工事になりますので、率は若干違います。入札金額の平均値に予定価格の2倍を加えて、3で割り、土木系工事の率の0.88を掛けるようになります。</p> <p>◆指名競争入札だけはさせていただいています。また一般競争入札につきましても、最低10者程度は集まるようにさせていただいています。</p> <p>◆指名競争入札の場合はある程度地区で、金額が大きくなればなるほど地域は広がっていきます。</p> <p>◆あります。まとめて出すことも可能なのですが、やはり既発注分工事とその後で出す工事が近接工事ということで、迂回路の問題・住民生活の影響もありますので、そのあたりは発注側で影響がなるべく少なくなるような範囲で発注しています。</p> <p>◆そうです。</p>
---	--

<p>審議5 <指名競争入札>不動・国府地区橋梁定期点検業務</p>	<p>（道路建設課）</p>
--	----------------

<p>◇具体的にはどのような点検をされるのですか。ハンマーでたたいたりするのですか。</p> <p>◇ドローンは活用しないのですか。</p> <p>◇橋自体の長寿命化の工事をやっていくわけですよね。長寿命化の工事をすると寿命、耐用年数はどの程度延びるのですか。</p>	<p>◆近接でハンマーでたたいて確認とか、下から全体表面をくまなく確認します。</p> <p>◆そのような技術までは使っていません。</p> <p>◆コンクリートの橋ですと従来50年程度といわれていたものが、できれば100年と思っております。長寿命化を順次30年間の計画で進めておりますので、100年というのは言い過ぎかもしれません。</p>
--	---

◇今は、クラックにジェルのようなものを詰めると長持ちする工法が開発されたと聞きますが。

◇南海トラフ地震程度の大きな地震が来ても大丈夫なのですか。

◇それは別途の発注になるのですね。

◇5年に1回のものですね。とりあえず橋長14.5m以上のもので19橋対象ですか。他にもあるのですか。

◇建設省の管轄及びそれ以外の地方自治体の管轄はどのように分けているのですか。

◇入札された全部で11者について、それぞれ落札されている別の工事の落札率をみるとほぼ89%台となっていますが、このあたりが最低制限価格に引っかけられない落札ラインという感じになっているのでしょうか。

◇入札金額は、6番目の業者から10番目の業者が790万円揃っていて、11番目の業者800万円ですが、これだととても落札できる金額でない金額で入札されたのだということが気になりました。

◆様々な工法が開発されております。、新しい技術を取り入れながら長寿命化に向けて実施しているところです。

◆今回は長寿命化です。それは耐震化ということで別の施策でやっておりまして、長寿命化につきましては、建設した当時の能力を維持するという考え方でございます。耐震化計画の中で南海トラフ地震に備えてということで別に計画を立て実施しています。

◆そうです。

◆今年度は、全部で124橋です。地域に分け、市内全体で8業務となっておりますそのうちの1つです。

◆市道に架かる橋は徳島市、県道に架かる橋は徳島県、国道に架かる橋は国と管理者毎に点検を実施しています。

◆委託の場合は、82%以上であると最低制限価格にかかりませんが、今回は高止まりとなったようです。

◆入札金額は同じでも、内訳明細書はシンプルですが内訳明細書の工種・種別・細別の金額は違っています。内訳明細書の工種・種別・細別がすべて一致していれば問題があると思います。内訳明細書はチェックという意味も含め提出してもらっています。

審議6<指名競争入札>不働改良住宅手摺塗装工事(H28)

(住宅課)

◇落札業者の下請業者の注文金額が192万2千4百円ですが、おおよそ半分程度、下請業者が仕事をするということですか。手摺Cタイプ塗装工事が220万円の見積もりが出ていますが、これが下請業者の工事内容ですか。

◇下請の金額が高いと思います。

◇6者については、入札金額が数万円の差に収まっていますね。

◇業務内容としては、比較的シンプルな業務なのですか。塗装だけですか。

◆A、C、Dタイプの手摺塗装の工事となっています。

◆下請の金額について、決まりはありません。一括下請は業法により禁止されています。あくまで元請けが責任を持って自ら、施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導を行っておれば、一括下請になりません。また金額については半分であろうとも一括下請になりません。

◆その金額でできると各業者は判断したものと思います。

◆そうです。塗装工事だけです。

◇どこの業者が見積もっても同じ金額になるのは不思議でないということですか。	◆そうです。
<p>審議7<随意契約>LED景観整備工事(春日橋)に係る工事監理業務 (まちづくり推進課)</p>	
<p>◇デザイン設計はどこの業者がされたのですか。</p> <p>◇この14ページは、香港に拠点を持つ設計会社に工事監理業務を委託するという契約書ですか。</p> <p>◇この契約書ですと契約業者が香港に拠点を持つ設計会社に対して委託をしているという関係ですよね。</p> <p>◇香港に拠点を持つ設計会社がデザイン会社ですか。</p> <p>◇香港に拠点を持つ設計会社に対して監理業務を再委託しているということなのですか。</p> <p>◇連携と言っても、直接契約ができないから実態としてはこのデザイン会社に見てほしいということですか。</p> <p>◇徳島市からの業務委託料が、499万9千320円で、契約会社から香港に拠点を持つ設計会社に対する委託料が288万688円ということですね。しかし実際、業務するのは香港に拠点を持つ設計会社ですよね。</p> <p>◇契約会社も業務を実施しているということですか。</p> <p>◇公共調達で外国の会社に委託するというのは、徳島市は何かルールはあるのですか。</p> <p>◇そうしますとこのように第三者である国内の会社と連携して実施するということになるのですか。</p> <p>◇デザインを提案してもらったときはどのようにされたのですか。</p> <p>◇地域的な限定は何もなしですか。</p>	<p>◆香港に拠点を持つ設計会社です。</p> <p>◆徳島市から設計を依頼した契約業者と連携する香港に拠点を持つ設計会社との契約書です。</p> <p>◆連携するという形です。再委託です。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆この工事の設計書を作成するにあたりまして、デザイン会社は香港に拠点を持つ設計会社でした。香港に拠点を持つ設計会社は、日本国内に所在地がありませんので、直接徳島市と契約ができません。このため代理店である契約会社に設計を委託しています。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆香港に拠点を持つ設計会社は、工事がたとえばデザイン通りに出来ているか確認していただくのですが、設計通りに施工されているかどうか等の確認は契約会社の方でされますので、すべてを香港に拠点を持つ設計会社とするわけでないです。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆基本的には、条件を明示したものはないのですが、登記簿の提出を求めるところがありまして、日本に所在のない会社は登記簿の提出が難しいので、直接発注するのは難しいです。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆登録業者という縛りではなかったと思います。それにつきましては、土木政策課を経由せず、担当課の方で公募しました。広く条件を付けずに募集要項等で周知をしまして募集しました。地域的な限定はなく公募という形式でした。</p> <p>◆そうです。契約しようとする、登録業者という縛りに引っかかりまして代理店経由で契約というこ</p>

<p>◇新町側の各橋のデザインは、全部同じ業者ですか。</p> <p>◇時々見ているがよく似ていると思います。</p> <p>◇デザインを提案して公募で、香港に拠点を持つ設計会社が取ったのですか。そのとき既に、契約業者は代理店になっていたのですか。</p> <p>◇どの段階ですか。</p> <p>◇契約業者が、そのようなことがあって香港に拠点を持つ設計会社と提携したのですか。</p> <p>◇海外の業者と徳島市の業者が提携するのは初めてですか。</p>	<p>とになりました。</p> <p>◆違います。全部、業者は異なっています。</p> <p>◆当時は、経済政策課が担当でした。</p> <p>◆いえ、公募のときは違います。</p> <p>◆実際、香港に拠点を持つ設計会社が設計業務をできるということだったので、直接契約するということ考えていましたが、海外の業者ということで、国内に法人登記ができません。そういうことで間に入って代理店契約してくれる業者を探しました。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆記憶では初めてだと思います。今までになかったと思います。</p>
--	---

審議 8 <一般競争入札> 第十浄水場取水システム設備設置工事（第 2 期）

（水道局）

<p>◇参加資格の総合評定値が 1 7 0 0 点以上、1 3 0 0 点以上ということで、かなり有名な業者のようですが徳島県内の業者ではできませんか。</p> <p>◇落札業者は以前にも(水道局と)契約がありますか。</p> <p>◇今回は重電メーカーから 2 者ですが、もう少し参加は想定されていたのですか。</p> <p>◇ 2 者しか申請がなかった原因に対して何か分析はされましたか。</p> <p>◇第十堰から浄水場へ水を引き込むのに必要な設備工事ですか。</p> <p>◇ずいぶん高額ですね。</p>	<p>◆水運用に関わる重要な設備ですから、基本的に重電メーカーの 5 者を目標にしております。</p> <p>◆施工実績はあります。</p> <p>◆それぞれ評定値が 1 7 0 0 点以上、1 3 0 0 点以上の資格を有している水道局の登録業者が 8 者程度ありまして、重電メーカー 5 者の他に 3 者の参加を想定していました。</p> <p>◆電気設備の場合、他社の製品に立ち入ることが難しいと昔からいられております。今回は新設ということで、そのようなことはない想定していましたが、実際、申請は 2 者のみでして、明らかな原因というのは不明です。</p> <p>◆今回は、地下水と伏流水の取水設備に関する機械を動かすための電気盤を更新し、併せてインバータ化、省エネ化を図るものです。</p> <p>◆インバータ盤が高額になる一因ではありますが、それ</p>
--	--

<p>◇補助は確定しているのですか、国庫補助の箇所に丸が付いていませんが。</p> <p>◇どのくらい補助を受けることができますか。</p> <p>◇機器費というのがインバータのことですか。</p> <p>◇コンピュータで制御するものではないのですか。</p> <p>◇今回の案件に新たなシステムの設計は入っていないのですか。</p> <p>◇内訳明細書のどこをみたらわかりますか。</p>	<p>によって使用電力量、電力費が大幅に削減できるということで、環境省からの補助事業で施工を進めております。</p> <p>◆国庫補助とは扱いが違いまして、公募型といいますか、提案したものに対して環境省から委託された執行団体が内容を確認しまして、交付を受けることになっております。現段階で、交付は確定しておりますが、竣工後さらに実績報告書を執行団体に提出しまして、内容を確認された後、補助を受ける仕組みになっております。</p> <p>◆補助率は対象額の2分の1です。</p> <p>◆そうです。</p> <p>◆インバータ盤そのもので制御はするのですが、その上段で、中央管理室から指示を与え、そのプログラムの中でインバータを通じて、ポンプの適正な吐出量を決めるシステムとなっております。</p> <p>◆入っています。</p> <p>◆設計技術費という項目がありますが、これは設計に対しての費用です。土木や建築等では設計されたものを施工するというのが基本ですが、電気設備や機械設備にあっては、一般的な設計をした後に受注を行います。メーカーによってプログラムやシステムが多少異なり、新たにシステム設計が加わる場合がございますので、メーカー独自の設計方法で見直すことになっております。また機器費にもその機器に対しての設計費が含まれていると考えられます。</p>
---	---

審議9 <指名競争入札> 徳島市勝占町敷地配水管布設工事

(水道局)

<p>◇入札の無効というのはどのような無効ですか。</p> <p>◇具体的にはどのような誤記でしたか。</p> <p>◇内訳明細書等は手書きが多いのですね。</p>	<p>◆入札の経過及び結果に記載されている通り、入札書の件名に誤記がありました。</p> <p>◆漢字の点が不足していました。</p> <p>◆そうですね。</p>
--	--

◇ランクは上からA、B、Cの以上ですか。

◇布設工事の検査はどのような方法ですか。

◇引き渡し前の検査はどのようなものですか。

◇埋める前は写真に残しているのですか。

◇立会の頻度は決まっているのですか。

◇手抜き工事などはあり得ませんね。

◇最近は水道工事で濁りはないですか。

◆そうです。

◆図面等の提出書類の確認を行います。建設業法に違反していないか、未提出書類はないか等の確認をし、現場では監督員と係長とで下検査を行い、弁栓台帳等の確認をいたします。検査監としての検査は、その中から抜き取りで行います。

◆下検査の終わった箇所を抜き取り、写真を撮影しながら、検査監が延長や舗装面積等を測って行います。

◆写真撮影と監督員の立会を行っております。

◆定期的にはないのですが、重要度に応じて、断水工事等の際には必ず立ち会うようにしております。

◆監督はほぼ毎日現場に行きますので手抜き工事はできないと考えています。最終的には水圧検査等を行い、漏水していましたら引き取りはいたしません。

◆たまにはありますが、老朽管の更新が、特に街中では進んでおりまして、一時よりは少なくなっております。

審議 10<随意契約> 資機材備蓄倉庫建築工事監理業務

(水道局)

◇場所は法花谷のタンクの辺りですか。

◇相当高度な技術が必要なのですか。

◇資材基地はいくつかの箇所にわけて持っているのですか。

◆上にありますのが配水池で、その下に配水場がありまして、その敷地内に備蓄倉庫を建築している最中です。

◆法花谷配水場は水道局の重要施設の一つであり、その敷地内に地盤改良等を行いながら建てておりますし、震災等の際には応急給水を行い、資材基地にもなるということもございまして、重点監理を必要としています。

◆防災倉庫として、いくつか車庫等で仮に設けておりますが、最近の他都市での震災をふまえて、災害対策用の備蓄倉庫を確保しておくことが必要だ

<p>◇できれば分散して持つておくことが望ましいですね。</p> <p>◇資材管理というのはコンピュータ等で行っているのですか。</p> <p>◇今回の監理業務と従来の材料管理は直接連動してはいないのですか。</p> <p>◇例えば、地震で市内のどこでこの口径の管が破壊されたとなったら、すぐにわかる様になっているのですか。</p>	<p>ということで、正規の倉庫として最初に作らせていただいております。</p> <p>◆そうですね、分散保管が原則でございます。</p> <p>◆材料の購入と入出庫は維持課という部署でコンピュータ等を持ちまして行っております。</p> <p>◆直接連動はしておりません。通常コンピュータ管理していますのは、配水管布設工事等で業者に支給する管材などでありまして、この資機材倉庫には災害対策用として、応急給水タンクや修繕材料に近い材料を備蓄するという考えですので、分離しております。</p> <p>◆在庫管理はできております。</p>
<p>指名停止等の運用状況について</p>	
	<p>1 対象期間(28.4.1～28.9.30)の指名停止について</p> <p>(土木政策課)</p> <p>◆2業者に対し、指名停止措置を行いました。</p> <p>(水道局)</p> <p>◆2業者に対し、指名停止措置を行いました。</p>
<p>談合情報への対応状況について</p>	
	<p>1 対象期間(28.4.1～28.9.30)の談合情報について</p> <p>(土木政策課)</p> <p>◆談合情報はありませんでした。</p> <p>(水道局)</p> <p>◆談合情報はありませんでした。</p>